

帰ってきた

mom-i-dora's No.11

問い合わせ リサイクルセンター ☎5101

10月から指定ごみ袋が変わります

「もやすごみ袋」は、10月から、ごみ処理手数料を付加した新しい「もやすごみ袋（オレンジ色）」に変わり、これまでのごみ袋は、原則、使えなくなります。

このため、現在の「もやすごみ袋」は、9月末までに使い切れるように購入してください。

ごみ袋の交換について

なお、現在の「もやすごみ袋」が余る場合、未開封のごみ袋1袋（10枚入）単位で、差額料金を負担していただければ、新しい「もやすごみ袋」に交換できます。

交換は、9月2日（月）から平成26年3月31日（月）まで、市役所2階の環境整備課、リサイクルセンター（東栄三丁目）および各支所で行います。

現在の「もやすごみ袋」を新しい「もやすごみ袋」に交換する場合の差額負担

現在の「もやすごみ袋」	新しい「もやすごみ袋」	差額負担額（円）
45ℓサイズ（大）	45ℓサイズ（大）	282
	30ℓサイズ（中）	132
	20ℓサイズ（小）	32
30ℓサイズ（中）	45ℓサイズ（大）	302
	30ℓサイズ（中）	152
	20ℓサイズ（小）	52
20ℓサイズ（小）	45ℓサイズ（大）	322
	30ℓサイズ（中）	172
	20ℓサイズ（小）	72

新しい「もやすごみ袋」の料金

45ℓサイズ（大）	1袋（10枚入）	450円
30ℓサイズ（中）	1袋（10枚入）	300円
20ℓサイズ（小）	1袋（10枚入）	200円

「粗大ごみ」は、処理手数料がかかります

10月から、「粗大ごみ」にごみ処理手数料を導入します。

「粗大ごみ」は、指定ごみ袋に入らない（袋の口がしばれない）ものが該当します。

処理手数料

1m未満	1個当たり	200円
2m未満	1個当たり	400円
2m以上	1個当たり	600円

また、「粗大ごみ」の戸別収集を依頼する場合、申し込むときに処分する「粗大ごみ」のサイズと数量を伝えてください。その後、リサイクルセンターで処理料金を算出し、納付書を送付しますので、市内の金融機関（郵便局を除く）で事前に納めてください。

なお、料金は、縦・横・高さの最長寸によって、設定します。

「粗大ごみ」戸別収集の処理料金

1m未満	1個当たり	700円
2m未満	1個当たり	900円
2m以上	1個当たり	1,100円

ごみを持ち込む場合は、指定ごみ袋で

ごみ処理手数料の導入に伴い、10月から、リサイクルセンターにごみを持ち込む場合は、「紙資源」および「せん定枝等」以外のごみは、すべて分別して指定ごみ袋に入れて持ち込むこととなります。

なお、持ち込みの際、指定ごみ袋に入っていないものは、「粗大ごみ」の扱いとなり、料金をいただくこと

となります。

ただし、新聞、雑誌・雑誌、ダンボール、牛乳パックなどの「紙資源」は、これまでどおり種類ごとにひもで十字にしばって持ち込むことができます。

また「せん定枝」は、必ず長さ1m、直径10cm以内に切断して持ち込んでください。

（「紙資源」「せん定枝等」は、指定ごみ袋に入れる必要はありません。）

「資源ごみ」の袋は、そのまま使えます

「資源ごみ（もやさないごみや、ビン、缶、ペットボトルなど）」のごみ袋についても、10月から新しいごみ袋となります。新しいごみ袋を9月から販売しますが、今回「資源ごみ袋」については、ごみ処理手数料を導入していないため、現在、お持ちのごみ袋は、10月以降もそのまま使うことができます。

紙おむつの使用で、ごみの減量が困難な世帯の皆さん
経済的な負担が大きい世帯の皆さん

無償でごみ袋を配付する 福祉的補助制度があります

10月からごみ処理手数料を導入することに伴い、福祉的な配慮として、紙おむつを使用するため、ごみの減量が困難な世帯を対象に、無償でごみ袋を配付します。

常時おむつを使用している高齢者および障害者の世帯

常時、おむつを使用している高齢者および障害者の世帯に対して、申請により、1年間に「もやすごみ袋（中・30リットル）」10袋（100枚）を上限として配付します。

ただし、今年度は、10月からの下半期分として、5袋（50枚）の支給となります。

対象者

常時、おむつが必要であると医師により診断された方（要介護認定における主治医意見書に、「尿失禁あり」と記載がある場合も可）

乳幼児のいる世帯

乳幼児のいる世帯に対して、出生から2歳に達するまで、申請により、1年間に「もやすごみ袋（中・30リットル）」10袋（100枚）を上限として配付します。

ただし、今年度は、10月からの下半期分として、5袋（50枚）の支給となります。

経済的な負担の軽減のため、市民税が非課税の世帯や生活保護世帯に対して、「もやすごみ袋」を配付します。

市民税非課税世帯や生活保護世帯

ごみ処理手数料の導入によって、経済的な負担が増える分を、「もやすごみ袋」を支給することで、補てんしようとするものです。

申請により、1年間に「もやすごみ袋（中・30リットル）」3袋（30枚）を上限として配付します。

ただし、今年度は、10月から来年5月までの8カ月分として、2袋（20枚）の支給となります。

申し込み

環境整備課またはリサイクルセンターに備え付けの申請書で申し込んでください。（10月から申請可）

なお、該当者には、「指定ごみ袋引換券」を郵送し、環境整備課またはリサイクルセンターで引き換えることとなります。

ただし、乳幼児のいる世帯については、乳幼児健診の受診案内を通知する際、申請書を同封しますので、「もやすごみ袋」の必要な方は、申請書に必要事項を記入のうえ、健診会場に持参した場合は、健診会場で受け取ることもできます。



申請が
必要だよ

